

## 生活保護法第78条に基づく徴収金に係る訴訟の終結について

平成31年(2019年)第1回町田市議会定例会にて原案可決された件について、東京地方裁判所による判決内容を以下のとおり報告いたします。

### 1 事件の概要

市は、生活保護を受給していた者が就労収入の申告を怠り生活保護費を不正に受給していたことにより、生活保護費徴収金3,635,663円の返還を求めて2019年3月6日に訴訟を提起しました。

### 2 判決の内容

2020年6月25日の判決において、原告の請求は棄却となりました。判決理由は、市が送付した督促状が相手方に到達したものと認めることはできないこと、及び督促後に送付した催告書により督促がされたとみることはできないことから、本件徴収金は消滅時効が完成しているというものでした。

### 3 判決後の状況

市が控訴をしなかったことにより、2020年7月14日に判決が確定しました。